

きたうら

發行所
北浦村大字山田
北浦村役場
發行人
真家襄之
印刷所
石崎印刷株式會社
電話(銚田)一四八番

1.	村地財使	方交付	稅入	22,200.000
2.	地	產	稅	17,800.000
3.	財	料	入	11.000
4.	使	用	料	341.000
5.	國	庫	金	12,091.900
6.	寄	支	金	813.017
7.	繰	附	金	445.000
8.	繰	入	金	353.428
9.	繰	越	金	500.000
10.	雜	收	入	362.200
11.	村		債	17,000.000
	歲	入	計	71,917.545

1.	議役	会場	費	1.144.580
2.	消	防	費	12.119.195
3.	土	木	費	1.534.600
4.	教	育	費	3.809.000
5.	社	施	費	41.033.000
6.	会	勞	費	549.500
7.	衛	生	費	738.600
8.	業	濟	費	3.275.000
9.	產	經	費	148.404
10.	財	產	費	125.000
11.	計	調	費	207.000
12.	選	査	費	2.187.848
13.	公	奉	費	4.745.818
14.	諸	出	金	300.000
	予	備	費	
	歳	出	計	71.917.545

男	6.163人
女	6.669人
計	12.832人
世帯数	2.176

統合中学校

第二期工事完成

第二期工事は昭和三十四年九月一日着工され、このほど三十五年二月二十八日、工費貳千五拾九万九千円で完成、三月八日県建築課小川技師の検査終了、四月より全生徒を収容し、新学期を開始する。

村議會議員選舉

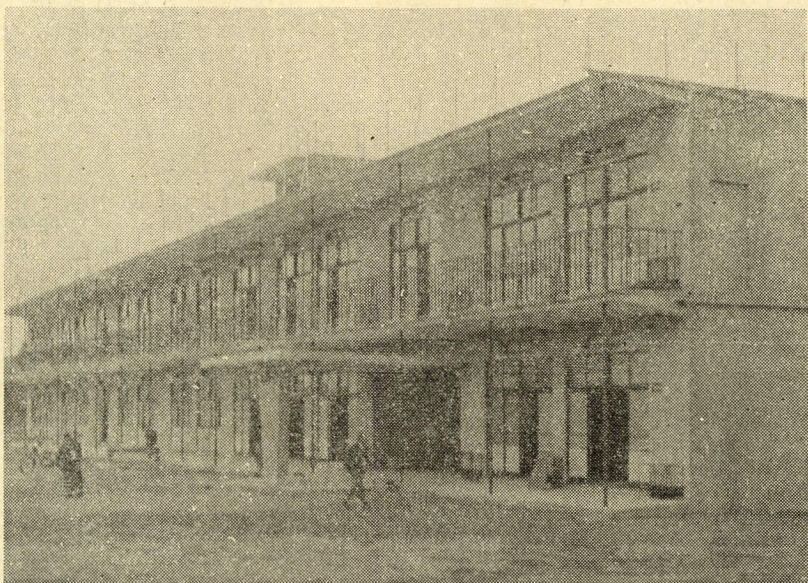
投票率よく終る

村議會議員一般選挙は、去る三月十九日、大選挙区制により行われ、よい天候のもと投票率は九四、五六%のよい成績で、次の議員が当選した。

石上	禎亮	大字山田	52	(いろは順) 加納
塙	多美雄	大字行戸	50	
原	弘道	大字小貫	52	
西谷	啓喜	大字三和	56	
額賀	保	大字繁昌	44	
額賀	孝三	大字長野江	56	
小島	勝二	大字三和	50	
大原	明	大字南高岡	52	
岡里	昇吉	大字山田	50	加納 佐一
方波見	普	大字吉川	57	
方波見	保衛	大字吉川	61	
加納	佐一	大字小幡	64	

山田地区農休日決る
アンケート98%の賛成

山田地区では婦人会、青年団、回多数の賛成を得て毎月十五日と三月より実施することに決定。



第二期工事完成の中学校舎

議會議員選舉投票狀況

投票所名	所在地	投票率		
		男	女	計
繁昌投票区	公民館津澄分館	96.15	93.72	94.85
山田投票区	山田小学校	94.41	92.59	93.45
南高岡投票区	香取神社	96.84	93.17	94.90
小幡投票区	公民館要分館	97.07	96.28	96.65
行戸投票区	虚空蔵尊	98.32	93.09	95.52
小貫投票区	小貫小学校	92.56	91.89	92.16
両宿投票区	公民館武田分館	95.50	92.60	93.97
三和投票区	三和小学校	96.67	97.67	97.20

火災の未然防止に
万全を

● 一般家庭において これからの対策

広報のしおり
4月

三、適正運搬の励行
 一のりものにおいては
 車内及び車庫における消
 火施設の整備
 二、危険物車内持込並びに喫
 煙禁止の徹底

三、農家にあつてはとくに取灰、たきびの後始末をよくする。

四、子供の火あそび禁止

◎学校、事務所、興行場、旅館などにあつては

一、暖房設備器具の取扱注意

二、防火設備及び避難設備の点検整備

三、消火器の点検励行

◎油脂製品取扱所にあつては

一、火気厳禁の励行

二、取扱施設の整備

村の新しい企画のもと

中卒就職者

激励会開催さる

役場厚生課では、去る三月二十一日、学窓を巣立ち第一戦の職場に出発せんとする中卒者八十名を役場会議室に参集させ、村長職業安定所麻生出張所長、中学校長等の激励のあいさつの後、映画会を開催し、各就職者とも感激の決意新たにこの会をとじた。

1日	緑化週間、家畜衛生週間、親らん聖人降誕会
7日	世界保健デー
8日	花まつり(釈迦生誕祭)
10日	婦人週間、護国神社春季大祭
13日	虚空蔵十三詣り(東海)
15日	土浦花まつり
17日	八幡宮大祭(水戸、大)
18日	宝)
19日	水戸東照宮大祭
20日	発明の日、科学技術週間
21日	間、廿三夜尊
24日	別雷神社春季大祭
26日	郵政記念日、郵便週間
28日	身体障害者福祉強調運動、靖国神社春季大祭
29日	宗谷東京帰着
	筑波神社春季御座替祭
	平和条約発効八周年
	天皇誕生日、社会教育週間、レクリエーション週間

高血圧の人は

ご用心

勢司	平野	庄司	有馬	出久	寺内	山崎	野原	内田	根本	高橋	高埜	米沢	吉田
保雄	幸三郎	英美	実	根保	泰俊	豊三	重	稻造	行道	正	清之助	政一郎	藤之信
大字山田	大字内宿	大字中根	大字小貫	大字成田	大字繁昌	大字小幡	大字行戸	大字両宿	大字小幡	大字繁昌	大字山田	大字次木	大字小貫
47	59	54	49	47	28	49	45	42	49	58	67	51	51

共済組合 だより

一、昭和三十四年度産麦共済金の支払について
昨三十四年度産麦は幸い被害極めて少なく本村に対する共済金額も、総額で四十七万四千余円に過ぎませんがその金が今般交付されたので現金支払を致します。その方法としては先ず掛金未納のない方から優先に各地域関係機関を通じて会計年度中に支払いますので御諒解願います。

二、家畜共済金の支払方法について
家畜共済金の内、傷病関係の支払については昨年七月以降従来の委任状支払を止め、組合から組合員個人に対し直接の方法を採り当分の金に依ることになりますので獣医先生に対する診療費は皆さんから直接先生に支払つてお願いいたします。ただ此際お願いしたいことは家畜事故に対する診断書の件であります。従来の例から見ますと先生方も忙しいので組合に提出される診断書も数ヶ月分まとめてからということもあり、従つて組合から県に対する共済金支払請求も遅れがちになりました。そこで事故のあった場合は皆さんが直接先生から診断書の交付を受けなるべく早目に組合に提出される様お願いいたします。

二月二十六日稿

人命尊重と 経済的損失の見地から 土砂崩壊災害の防止

最近全国各地において土砂崩壊災害の発生が増加の傾向にありますので、工事にあたつては、次項に留意の上同種災害防止に万全を期して下さい。

一、土砂採取の作業方法

①労働安全衛生規則第百十六條関係

崩壊落下の危険がある地盤の下で労働者作業させる場合には、左の措置を講じなければならぬ。

(一)適時安全な方法によつて作業箇所の上部を切り落し、安全なこう配を保持し又は適当な土留を設けること。

(二)前号により難い時は、監視人を置き作業を監視させること。

(三)崩壊の原因となる雨水地下水等を排除すること。

(四)作業に当つての具体的点検項目

(一)適時作業箇所の上部は切落されているか。

(二)切落しは安全な方法で行われているか。

(三)地盤の断面は安全な勾配を保っているか。

(四)土留は適切な方法であるか。

(五)右記(一)～(四)の方法により難い場合監視人が置かれているか。

(六)監視人は適任者であるか。

(七)雨水地下水の排除施設はあるか。

(八)土留の施設方法は適切であるか。

(九)掘削箇所とその下方の作業箇所との間の間隔は設けられているか。

(十)設けられた間隔は安全上適切であるか。

(十一)土留は適切な方法であるか。

(十二)土留は適切な方法であるか。

近く実施される 国民年金のあらまし

一、国民年金は年金をもらえない人に対する年金、恩給をもらえない人、勤めをもたない人々の恩給です。

人は誰でも一生を幸福に送りたいと思つておられるわけですが、なかなか思うとおりにならないで、年をとつて働けなくなつたり、けがや病気が原因で身体障害者になつて生活ができなくなつたり、また働き手である夫や両親に死に別れて未亡人やみなし児になつたりして不幸になることも少なくありません。これらの不幸を国民の共同連帯によつて少しでも軽くしようとして生まれたのがこの制度です。

今までは公務員や会社、工場等に勤めていた人には、恩給とか、厚生年金とかの制度がありましたが、国民年金ができて、農漁民とか、勤めのない人々も大抵同じような恩恵をうけられるようになったわけです。

二、被保険者は二十才から五十九才までの日本国内に住んでいる日本人のすべてです。(強制加入です)。

三、保険料の額は三十四才までは月額百円、三十五才から百五十才で国民年金印紙によつて納めます。

四、保険料は三ヶ月分を翌月末までに納めなければならぬが、原則として印紙を国民年金手帳に貼りつけ、住所地の村長の検認をうける方法により納めます。しかし被保険者の便利を考へて次のような方法もとられます。

イ、協同組合等を通じての現金による一括納入

ロ、前納：(現金による方法)印紙による方法が割引かれます。

ハ、保険料を免除された人の追納(十年以内の期間に限られます)。

ニ、年金がもらえなかつた場合、保険料は三年以上の分が返還されます。

三、保険料が納められず、免除をうけた期間が長かつたために拠出年金がもらえなかつた場合は、六十五才になつたときに次の額が返還されます。

1500×(平均寿命-54.400)
(元金) (元金)

四、公的年金の遺族年金や遺族等援護法等の年金をうけている人

ハ、公的年金の適用をうけている人の配偶者

ニ、学生、生徒

三、保険料の額は三十四才までは月額百円、三十五才から百五十才で国民年金印紙によつて納めます。

四、保険料は三ヶ月分を翌月末までに納めなければならぬが、原則として印紙を国民年金手帳に貼りつけ、住所地の村長の検認をうける方法により納めます。しかし被保険者の便利を考へて次のような方法もとられます。

全上適切であるか。

(一)土留は適切な方法であるか。

(二)土留は適切な方法であるか。

(三)土留は適切な方法であるか。

(四)土留は適切な方法であるか。

(五)土留は適切な方法であるか。

(六)土留は適切な方法であるか。

(七)土留は適切な方法であるか。

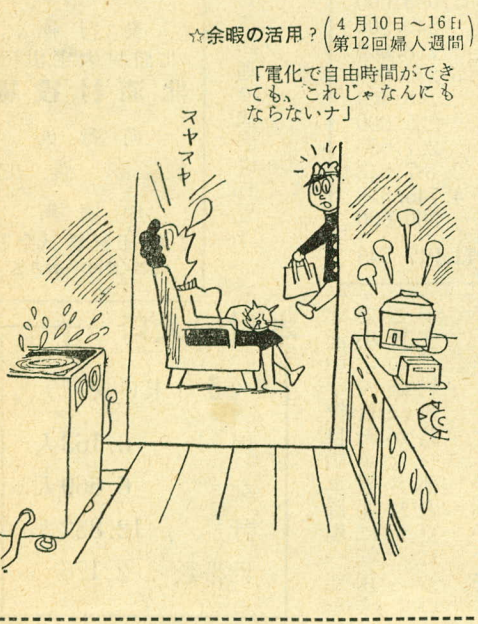
(八)土留は適切な方法であるか。

(九)土留は適切な方法であるか。

(十)土留は適切な方法であるか。

(十一)土留は適切な方法であるか。

(十二)土留は適切な方法であるか。



イ、協同組合等を通じての現金による一括納入

ロ、前納：(現金による方法)印紙による方法が割引かれます。

ハ、保険料を免除された人の追納(十年以内の期間に限られます)。

ニ、年金がもらえなかつた場合、保険料は三年以上の分が返還されます。

三、保険料が納められず、免除をうけた期間が長かつたために拠出年金がもらえなかつた場合は、六十五才になつたときに次の額が返還されます。

1500×(平均寿命-54.400)
(元金) (元金)

四、公的年金の遺族年金や遺族等援護法等の年金をうけている人

ハ、公的年金の適用をうけている人の配偶者

ニ、学生、生徒

三、保険料の額は三十四才までは月額百円、三十五才から百五十才で国民年金印紙によつて納めます。

四、保険料は三ヶ月分を翌月末までに納めなければならぬが、原則として印紙を国民年金手帳に貼りつけ、住所地の村長の検認をうける方法により納めます。しかし被保険者の便利を考へて次のような方法もとられます。

新入学児を交通事故禍から守りましょう

警察では新入学児を迎え「児童を交通事故から守る運動」として活動をして居ります。例年新入学児を迎えるといつた新しい交通事故の犠牲者がふえるのです。

新入学児をもつ御家庭の皆さん、ぜひ家庭でも交通安全教育をして事故の防止にご協力下さい。

1. 右側通行の励行

2. 一列励行

3. 道路の左右をよく確めて

4. 停車している車の後方より飛び出さない

5. 登校時にはなるべく上級生と共に

6. 歩行には、よそ見をしないこと

7. 自動車停留所附近は特に注意して下さい

注意一秒怪我一生

麻生警察署

山田巡査駐在所

小幡巡査駐在所

両宿巡査駐在所

く三年間被保険者でその半分以上保険料を納めていた人が身体障害者(片手、片足を失つた程度以上)になつたときに支給されます。

その額は保険料を納めた期間が二十六年未満の人については二万四千円、非常な重度の人には六千円が加算されます。

十、母子年金は最低で引き続いたため拠出制年金がもらえなかつた人には福祉年金が支給されます。

保険料の免除期間が長かつたために拠出制年金をうけるための最低の保険料を納められなかつた人には次の福祉年金が支給されます。

イ、老令福祉年金(七十才に達したとき)

ロ、障害福祉年金(非常に重度の身体障害者になつたとき)

ハ、母子福祉年金(夫が死亡して義務教育終了前の子と同居しているとき)

なお、各種の支給制限があります。(昭和三十四年十一月から実施された福祉年金と同様です。)

十二、寡婦年金は老令年金を

